

千葉県アイパートナー協会

会 則

千葉県アイパートナー協会 会則

(名称及び事務局)

第1条 本会は千葉県アイパートナー協会と称し、その事務局を千葉県四街道市四街道 1-3-13 山一ビル 202 号（千葉県鍼灸マッサージ協同組合事務所内）におく。

(目 的)

第2条 本会は、千葉県内に居住または在勤する見ることに不自由を感じる人を中心に、障害のある無しに関わらずこれに共鳴する人々で構成し、ユニバーサル社会推進法の精神に基づき共生社会のあるべき姿を実践して、全ての人々が安心安全な豊かな社会生活を実現できるよう、これに必要な福祉事業並びに会員相互の交流活動等を行うことを目的とする。

(会 員)

第3条 本会の会員は、次の者で構成し、正会員、賛助会員を選択することができる。ただし、団体会員は、賛助会員に限る。

- (1) 千葉県に在住しているかまたは県内の機関に在職・在学する見えない見えにくい者（ロービジョン、子どもを含む）、それを支える家族及び支援者。
- (2) 本会の目的に賛同する他の障害を有する当事者及び家族
- (3) 本会の趣旨に賛同する法人・団体

(会 費)

第4条 本会の会費は、無料とする。ただし広報物、郵送物を希望する場合は必要な費用の負担をする。

(事 業)

第5条 本会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 社会福祉法及び障害者自立支援法並びに高齢者支援法等に規定される事業
- (2) 会員相互の親睦や生活向上に関する支援事業
- (3) 生活上の諸問題を解決するための研修事業や福祉増進に関する事業
- (4) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(役 員)

第6条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長1名
- (3) 会計1名
- (4) 理事若干名
- (5) 監査1名

(役員を選出)

第7条 役員を選出は次の方法とする。

- (1) 理事、監査は総会において選出する。
- (2) 会長、副会長、会計は理事の互選とする。

(被選挙権)

第8条 (1) 正会員においては、すべての権利と平等を保障するため、被選挙権を有するものとする。

- (2) 賛助会員は、被選挙権を有しないものの、経営に関して意見を述べるができる。

(事務分掌)

第9条 役員に選出されたものは、次の事務を分掌する。

- (1) 会長は、会を代表し会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある場合はこれを代行する。
- (3) 会計は、会の財務を管掌する。
- (4) 理事は、会の事業を審議し会務の執行に当る。
- (5) 監査は、会計の監査を行う。

(役員の任期)

第10条 役員の任期は次のとおりとする。

- (1) 役員の任期は2ヵ年とする。ただし再任を妨げない。
- (2) 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (3) 役員は、任期満了後も後任者就任まではその職務を行う。

(会 議)

第11条 会議は、総会及び理事会とし、会長がこれを招集する。

(総 会)

- 第12条
- (1) 総会は、毎事業年度1回、通常総会を開催する。
 - (2) 会長が必要と認めた場合、若しくは理事の2分の1以上の要求があった場合又は、本会構成員の4分の3以上の要求があった場合には、臨時総会を招集する。

(附議事項)

第13条 総会の附議事項は下記のとおりとする。

- (1) 事業の経過報告
- (2) 決算の認定

- (3) 事業計画
- (4) 予算の承認
- (5) 会則の改廃
- (6) 役員の選出

(総会の構成及び議決)

第14条 総会は会員（委任状を含む）の2分の1以上をもって構成し、議事は、出席会員の過半数の同意をもってこれを決する。

(理事会の構成議決)

第15条 (1) 理事会は、会長、副会長、会計、理事をもって構成し、必要に応じ、会長がこれを招集する。

(2) 理事会は、構成員の2分の1以上の出席により成立し、議事は出席した構成員の半数以上の同意をもってこれを決する。

(会 計)

第16条 本会の会計は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わることとし、会の運営に要する経費は次の資金をもって充てる。

- (1) 寄付金
- (2) 補助金
- (3) その他の収益金など

(細部事項)

第17条 本会の運営に関し、本則に定めない細部事項については、理事会の議決を経て会長がこれを定めるものとする。

附 則

本会則は、令和元年 7月14日に施行し、令和元年 7月14日から適用する。